

## 東京家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成22年3月10日（水）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

東京家庭裁判所大会議室

### 3 出席委員（五十音順）

荒井史男，大谷晃大，大日方すみ江，長秀之，鬼丸かおる，小島敏則，高麗邦彦，楯香津美，野村満利，浜本康弘，原由美子，水野あゆ子，村田珠美，山崎恒

### 4 テーマ

家事事件，少年事件において当事者等に交付する書面について  
（別紙「家事事件関係資料目録」及び「少年事件関係資料目録」参照）

### 5 議事

#### (1) 委員長あいさつ

#### (2) 新委員あいさつ（浜本委員，大谷委員）

#### (3) 裁判所からの説明及び意見交換

##### ア 家事事件関係

##### (ア) 資料1（家事（審判・調停・雑）事件受付カード）

##### （委員）

例えば，養育費の請求と面接交渉等を同時に申し立てる場合は，事件ごとに事件番号が付き，また子供が複数いる場合の養育費の請求は，子供ごとに事件番号が付く。その場合，資料1では，どの事件にどの番号が付いたのかよく分からないので，事件番号に対応する事件名や子供の名前を入れる等の工夫をしていただきたい。

##### （説明者）

御意見のとおりの方角で検討したい。

##### (イ) 資料2（調停期日通知書）

(委員)

調停期日に、当事者から、書記官とはこれまでいろいろ話をしてきたのに、調停委員は何も知らないのかと言われることがある。当事者は、裁判官、書記官、調停委員の区別ができていないので、書記官の役割について当事者に分かってもらえるような工夫をしてはどうか。

(説明者)

裁判所を利用される方にどのようにアピールしていくかということは、今後工夫する必要がある。

(委員)

当事者から事件の担当書記官に連絡があった際に行ったやりとりの内容を、どのように調停委員会に伝えているのか。

(説明者)

メモ等のいろいろな形で伝えている。

(委員)

本来であれば、事件の内容の相談については、弁護士がその受皿にならなければいけないところである。書記官は、立場上、手続についての説明しかできないのであるから、事件の内容や言い分については、弁護士に相談した方が良いということで、資料13のような説明書や弁護士会等の無料相談に関する書類を添付するのも一つの方法である。

(委員)

資料2で一番大事な部分は、期日と場所のはずであるが、「調停期日通知書」の部分が一番大きな活字となっているので、大事なことが文字の中に埋没しているように見える。相手方に伝えたいことが一番目立つように、表記上の工夫をすると分かりやすい。

(説明者)

システム上の制約はあるが、できる限り工夫したい。

(委員)

裁判所に来る際には、身分証明書を必ず持ってきてほしいという趣旨の記載があるが、どのような身分証明書が必要なのか、具体例を示すと分かりやすいと思う。

(説明者)

身分証明書は、免許証や保険証といったものを想定している。写真のないものならば、複数ある方が望ましい。具体例の記載については、検討する。

(ウ) 資料3 (家事調停について・照会書)

(委員)

「家事調停について」の説明書きの中央部分に、「調停委員会が、なごやかな雰囲気の中で、お互いの言い分を十分にうかがい」という記載があるが、家事事件は相当シビアな対立感情もあるので、「なごやかな」というのは少しニュアンスが違うのではないかと思う。緊張しないようにという配慮から来た言葉だと思われるが、何か代わりの表現を見つけていただきたい。

(説明者)

検討する。

(委員)

「照会書」の部分に、「本件に対するあなたのご意見をうかがいたい」という記載があるが、具体的にどのような問題についてどのような意見を言ったらいいのかを、相手方があらかじめ分かるような工夫をすることはできないか。

(委員)

現在までの取扱いは、原則として、相手方に調停の申立書を送付しておらず、内容についても特別知らせる方法を取っていない。しかし、相

手方が調停に臨む準備ができるように、事前に申立ての内容をどの程度伝えるかという点の検討作業を間もなく始めるところである。

(委員長)

現在、法制審議会でも、家事調停の手続を含む家事審判法の改正に向けての審議が行われており、相手方に対して、あらかじめ情報をどれだけ伝えるかという点も審議の対象となっているようである。東京家裁でも、相手方が、なぜ自分は呼ばれているのか、何を準備したら良いのかといったことがあらかじめ分かるような運用上の取組を、近々始めたいと考えている。調停でどのようなことを行うのかといったことも含めて、分かりやすい情報を多く盛り込むような工夫もしていきたい。

(委員)

資料3に、もう少し調停委員会の構成等のガイダンスを盛り込んでもらいたい。当事者にとっては、調停の場で初めて説明されるよりも、あらかじめ書面で知らされていた方が良いと思う。

(エ) 資料4 (回答書)

(委員)

資料4は、郵送で裁判所に返送するということを想定しているのだと思うが、ファクシミリで送付してはいけないのか。

(説明者)

資料4を送付する際は、返信用封筒を同封している。誤送信があり得るので、ファクシミリで送付してもらうことは想定していない。ただし、ファクシミリで送付されてきた場合には、そのままそれを原本として扱い、事件記録につづっている。

(委員長)

用語に関して、例えば、「構わない」という語や「良い」という語について、漢字を使ったり平仮名を使ったりと、同じ書面の中で一貫して

いなかったり，書面ごとに異なっていたりといったものがある。また，書面ごとに「記入する」と「記載する」という表現が混在しているといったこともあり，適宜統一する方向で修正したい。

(委員)

「調停期日に，調停委員会にあらかじめ知らせておきたいことがあれば，」記載してほしいとあるが，これは「調停期日の前に」という意味なのか，それとも「調停日の調停の場所において」という意味なのか。もし，期日に関する照会であれば，「調停期日について」とした方が良いと感じた。

(説明者)

誤解が生じないように，表現を工夫したい。

(オ) 資料 7 (調停離婚が成立した方へ・「子の氏の変更許可」の申立てについて)

(委員)

「子供の戸籍は，親権者がどちらであるかにかかわらず，離婚時の筆頭者の戸籍に残ります。」とあるが，親権者の戸籍に子供を移したいというのが一般的であろうから，親権者の戸籍に子供を移したい場合には，このようにすれば移せますということを前段に記載し，何も手続をしなければ戸籍は残りますということは，むしろ後段に表記する方が分かりやすいと思う。

(説明者)

最初に父親の戸籍に入っていた状態であっても，母親の戸籍へ移したいという申立てが多いので，そのような実情に則した説明をした方が利用者に分かりやすいという指摘だと思う。利用者に分かりやすい文言になるよう検討したい。

(委員)

冒頭の説明書きの中で、「市区町村」という表現があるが、東京都の場合は特別区であり行政区ではないので、できれば「区市町村」にしてほしい。

(カ) 資料 8 (履行勧告書)

(説明者)

履行勧告の件数は、平成 20 年の統計では、全国で 1 万 5, 6 千件程度である。東京家裁 (本庁) の統計では、経済的な給付の事件が 600 件台半ば程度で、面会交流等の経済的な給付以外の場合も含めると、750 件程度である。

履行勧告を実施すると、3 割程度が全部履行され、2 割程度が一部履行されるといった成果 (全国, 東京) を挙げている。

(委員長)

成立した調停調書に基づいて、強制的に金銭を回収することもできるが、強制執行手続までするというのは抵抗があるようである。むしろ、履行勧告の手続が多く使われている。

(委員)

履行勧告に関する書面について、受け取った相手方からクレームが来ることはあるか。

(説明者)

書面に対する苦情というより、履行することへの不満や不服を訴える方が多いように思う。そのような場合には、家裁調査官が相手と話をす中で、少しでも履行に結びつくような働きかけをしている。

(委員)

内容についてクレームがある方でも、家裁調査官の働きかけにより、きちんと履行してくれるというように考えてよろしいのか。

(説明者)

最初はかなり感情的で納得されない方でも、子の様子を知ること（調査官からの情報提供、面会交流の機会等）を通して、子のために、養育費等を支払う気持ちになることはある。申出のあった5割程度の事案で何らかの履行がされている。

(キ) 資料9（ご連絡）、資料10（回答書）

（委員）

一番下の部分に「封筒に入れ、お手数ですが切手を貼って」という記載があり、他の書式にも同様の表現を使っているところがあるが、むしろ何も書かない方がすっきりするのではないか。アンケートでは、「お手数ですが切手を貼って」という記載はよく見かけるが、本人が義務を履行していないから送付されている書類で、裁判所が「お手数をかける」という問題ではないと感じる。

（説明者）

家裁調査官が履行勧告をする際には、その時々状況に応じて、どのような言葉を使うか、どの程度丁寧な言い方をするかといった点について、特に注意を払っている。「お手数ですが」という文言の点も含めて、御意見も参考にし、事例に応じた適切な言葉遣いとなるよう検討したい。

(ク) 資料11（離婚調停の不成立調書（ひな形））

（委員）

調停が不成立になった場合、調書では、事件を終了させるとしか記載されていないが、事件が終了すると、その後どうなるのかといったことについて、何か説明をしているか。

（説明者）

調停が不成立になっても、なおまだ離婚したいという場合には、訴訟を提起してもらうことになる。通常は書記官が調停室で、この後、訴訟の手続をすることも可能である旨の説明をしている。手続をする可能性

があるという場合には、更に補足説明を書記官室で行っている。

(ケ) 資料 1 2 (口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状) , 資料 1 3 (注意書)

(委員長)

口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状, 訴状副本の副本とか用語として少し難しい言葉のように思われるが, 用語の説明を併せて送ることはしているか。

(説明者)

資料 1 3 を同封する程度で, 用語の説明書を同封するといったことはしていない。ただ, 例えば, 答弁書についての説明を求められたといった際は, その問い合わせには, 逐一对応している。

(委員)

このような用語をどうしても使わなければならないということであれば, 例えば, 訴状副本の「副本」の後に, 「(写し)」とか, 分かりやすい言葉を補う, あるいは, 「答弁書」の後に, 「(あなたの意見・主張)」といったような添え書きをすれば, 分かりやすい。

(委員)

答弁書については, 書式のようなものは, 用意されてはいないのか。答弁という言葉はふだん使わないので, 「答弁書とはどのような書類か」という説明があると, 分かりやすい。

(説明者)

答弁書のひな形については, 訴状の原告の主張の内容が多岐にわたるため, 典型的な答弁書の様式を作るのが難しいということで, 用意はしていない。

(委員)

資料 1 3 を読むと, 答弁書というのは, 別に大層なものである必要は

なくて、単に、A4判の紙に、左側に3センチメートル程の余白を設けて、横書きで、自分の主張を記載すれば良いということなので、「答弁書」とタイトルを付けて、「(相手方の訴えに対するあなたの意見・主張)」といった記載をして、そこに自分の言いたいことを書けば良いということが分かるだけでも、随分助けになると思う。

(説明者)

検討する。

(コ) 資料14 (訴訟進行に関する照会書 (原告用))

(委員)

9番の項目に「被告の暴力の恐れがあれば記入してください。」とあり、その後、括弧で「(被告に対するDV事件・・・)」とあるが、被害を受けた人の立場からすると、「被告によるDV事件」等の表現の方が素直に読めるのではないか。

(説明者)

検討する。

(カ) 資料15 (訴訟進行に関する照会書 (被告用))

(委員)

資料14では、「ファクシミリも可」と明確に書いてあるが、資料15にはFAX番号が電話番号とともに書いてあるが、ファクシミリでも可能かどうかについては書かれていない。

(委員長)

両方とも統一して、「ファクシミリも可」という表現にしたい。

イ 少年事件関係

(ア) 資料1 (事件受理通知書)

(委員)

本文の1行目の「〇〇警察署扱いで行った」という表現が、とても分

かりにくい。何々警察署で調べられたということを言いたいのなら、例えば、「〇〇警察署で捜査を受けた」とか、あるいは、「〇〇警察署で調べを受けた」という表現が考えられる。少なくとも「扱いで行った」という表現は分かりにくい。

(委員)

同じ部分で、日付が何を意味するのか、「行った」というのは犯行を行ったということなのか、よく分からない。資料4の本文の冒頭と同じような書き方で良いと思う。

(説明者)

検討する。

(委員)

文書のあて名が、「殿」となっているものと、「様」となっているものが混じっている。被害者あてのものが「様」という表現はすんなり読めるのだが、少年なり保護者あてのものは、家事事件とは違うので「殿」が良いと思う。

(委員長)

使い分けの基準を検討して、修正したい。

(委員)

問い合わせ先の書記官について、「当職」という表現と「担当」という表現が混在しているが、あえて使い分けをしているのか。「当職」という言い方は、一般の方にはなじみにくい。ほかは全部「担当」という形で整理されているので、どちらかに統一した方が分かりやすい。

(説明者)

検討する。

(イ) 資料2 (お知らせ)

(委員長)

「お問い合わせに際してのお願い」の部分で、「電話では、少年に関する情報のお問い合わせには応じかねる場合があります。」と注記しているが、この注記がないと問い合わせが多いのか。

(説明者)

被害者の方で、電話による照会でも、ある程度のことは答えてくれると思っている方もいる。しかし、電話では、本当に被害者本人かどうかという確認が難しい。少年のプライバシーの問題もあり、電話の場合には、一般的な説明はできるが、個々の事件についての説明は控えさせていただいているので、このような表現になっている。

(ウ) 資料 3 (調査期日通知書)

(委員長)

この通知を受け取った保護者から、何か家裁調査官に対する問い合わせはあるか。

(説明者)

注意の 2 の持参してもらったものについて、保護者から、「学校の成績通知表」がどうしても必要なかと聞かれることがある。必要な理由は、通知表には、少年の良い面や悪い面、何か褒めること等も書いてある。それを今後の更生に向けての働きかけに使えるかもしれないからである。少年のかつての担任の教師等のコメントは、非常に役に立つ。

(エ) 資料 4 (審判不開始決定通知書)

(委員)

表現の問題になるが、枠内には、「二度とこのような事件を起こすことのないよう、法令を守った正しい方法を取るようになしてください。」という少年への呼びかけのような表現が使われているが、一方で、本文の終わりには、「また、再び事件を起こすことはないであろうという期待が持てるからです。」というような社会に対する説明のような表現に

なっていて、少しニュアンスが違っている。資料4は、保護者と本人あてのものであって、対社会的になぜ審判を開始したかという説明をするための文書ではないから、本文の最後のところは、「反省していると思います、また再び事件を起こすことのないように期待するからです。」という言い方が、少年や保護者に対する説明としては合っていると思う。

6 次回のテーマについて

「新採用職員に対する研修について」が提案され、了承された。

7 次回の開催日時

平成22年7月12日（月）午後3時30分からとした。

## 家事事件関係資料目録

資料番号	書面の名称等	手続段階	書面の内容
<b>&lt;&lt; 調 停 &gt;&gt;</b>			
1	家事(審判・調停・雑)事件受付カード	申立書受理時	受付において申立手続が終了した当事者の方に、今後の問い合わせ等の便宜のために交付する、事件番号、担当の係、電話番号等を記載した書面
2	調停期日通知書	調停・第1回期日前	郵送により調停期日を知らせる書面
3	家事調停について 照会書		資料2に同封して、調停の相手方に対して調停とはどのようなものか説明し、併せて調停の進行のための意見を求める照会の書面
4	回答書		資料2, 3に同封して、調停進行の参考とするため、相手方に希望等を照会する書面(回答記入用の形式となっているもの)
5	照会書(調停に欠席した当事者に対して、調停進行の希望等を確認するための照会書)	調停第1回期日以降	調停期日に欠席した当事者に対して、次回期日指定に当たって、出席しやすい日を確認したり、調停に欠席した事情等を確認するための照会書面
6	離婚調停成立調書(ひな形)【参考】	調停成立段階 (最終調停期日)	離婚調停が成立し、離婚が決まった際の成立調書のひな形です。離婚調停が成立した場合、このような内容の記載になります。
7	(表)調停離婚が成立した方へ(戸籍の届出方法等、離婚後の氏について、子の氏の変更について、) (裏)「子の氏の変更許可」の申立てについて	調停事件終了時	調停離婚が成立した場合のその後の戸籍の手続(離婚届、氏の変更、子の氏の変更)について、当事者に対して分かりやすく説明した書面
8	履行勧告書	調停事件終了後 (履行義務者の義務履行が滞った段階)	裁判所での取り決めに従わず、合意内容が履行されなかった場合に、義務者に対して履行を求める書面
9	ご連絡(別紙として10の回答書を添付)		申出を行った側(権利者)に、履行勧告の経過等を報告し、その後の状況を照会する書面
10	回答書		申出を行った側(権利者)に、履行状況について回答を求める書面(9の別紙となります。)
11	離婚調停の不成立調書(ひな形)【参考】	調停不成立段階 (最終調停期日)	離婚調停が不成立で終了する場合の、調書ひな形です。調停が不成立となった場合、このような内容の記載になります。
<b>&lt;&lt; 人 事 訴 訟 &gt;&gt;</b>			
12	口頭弁論期日呼出状及び答弁催告状	第1回期日前	被告(訴訟における相手方)に対して、訴えが提起されたことを知らせ、期日を通知するとともに、意見を記載した答弁書の提出を求める書面
13	注意書		資料12に同封し、答弁書作成や訴訟に応ずる際の注意等を記載した書面
14	訴訟進行に関する照会書(原告用)		訴訟の進行についての参考とするため、原告に対して照会をする書面
15	訴訟進行に関する照会書(被告用)		訴訟の進行についての参考とするため、被告に対して照会をする書面

## 少年事件関係資料目録

資料 番号	書面の名称	手続段階	書面の内容
1	事件受理通知書	家庭裁判所で事件を受理したとき	少年が逮捕, 勾留されていない事件について, 少年及び保護者に対し, 事件が家庭裁判所に送られてきたことと, これから行われる手続の概略を知らせる書面
2	お知らせ		被害者に対し, 家庭裁判所に事件が送られてきたことと, 被害者として利用できる各種制度をお知らせする書面
3	調査期日通知書	調査官による調査時	保護者に対し調査官の面接調査のために家庭裁判所で行う調査期日への出頭を求める書面
4	審判不開始決定通知書	不開始決定により事件が終了したとき	少年及び保護者に対し, 審判を開くことなく事件が終了したことを知らせる書面
5	審判期日通知書	審判期日を指定したとき	少年及び保護者に対し, 審判期日を通知し, 審判への出頭を求める書面
6	結果通知申出に対する通知	少年に対する処分をしたとき	被害者に対し, 少年の処分結果を通知する書面